

マイカー利用規程

- ・マイカー通勤規程
- ・マイカー営業利用規程

株式会社マックス

(目的)

第1条 この規程はマイカーを利用して通勤すること、及び、マイカーを利用して営業活動することについて定められた規定である。

(申請)

第2条 マイカー通勤及びマイカーを使用しての営業活動は原則認めない。

- ① 特別の事情があり、マイカー通勤を行うものは、マイカー通勤許可申請書に記入し運転免許証のコピーと自動車保険証のコピーを添えて東京本部担当役員に提出し、許可を取らなくてはならない。
- ② 特別の事情があり、マイカー使用により営業活動を行うものは、マイカー使用許可申請書に記入し、運転免許証のコピーと自動車保険証のコピーを添えて東京本部担当役員に提出し、許可を取らなくてはならない。

2)前項の提出書類の内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(補償)

第3条 マイカー通勤の際起こした事故については、会社は一切補償を行わない。

(交通安全)

第4条 マイカー通勤及びマイカー使用営業活動をする者は、交通法規を守り安全運転を心がけ、東京本部が主催する安全運転の講習を必ず受けること。

又、走行する前には必ず車両の点検・整備を行うこと。

(運転禁止)

第5条 運転者は道路交通安全に関する法令に従って運転を行うと共に、以下の各号に定める運転をしてはならない。

- (1) 飲酒運転
- (2) 過労運転
- (3) 速度違反運転
- (4) 携帯電話を使用しながらの運転
- (5) 天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとき運転
- (6) その他、道路交通法令が禁止している事項に該当する運転

(駐車場)

第6条 ①マイカー通勤者の就業中のマイカーの駐車場は、原則個人負担とするが、特別の事情がある場合は会社の駐車場並びに会社が契約した駐車場を

使うことを認める。尚、自宅の駐車場代は個人負担とする。

②マイカー使用営業活動者は、自宅の駐車場は原則会社負担とする。

(ガソリン代)

第7条 ①マイカー通勤のガソリン代は通勤手当として、以下の基準により支給する。

往復通勤キロ数×月平均所定労働日数×単価

②マイカー使用営業活動者は、営業に使用した分のガソリン代を会社が負担する。

(自動車保険)

第8条 ①マイカー通勤者は次の要件を満たした自動車保険に加入しなければならない。

(保険料は自己負担)

1. 強制賠償保険
2. 対人賠償無制限
3. 対物賠償無制限
4. 人身傷害保険 30,000,000 円以上

②マイカー利用営業活動者の保険は強制賠償保険を除き、任意保険は下記の会社の規定範囲で加入し、保険料は会社負担とする。

1. 強制賠償保険
2. 対人賠償無制限
3. 対物賠償無制限
4. 車両保険(一般車両とする)
5. 人身傷害保険 30,000,000 円以上

(事故)

第9条 事故を起こした場合は、優先してその被害者の救護にあたり、道路上の危険を防止し、警察に届け出なければならない。

警察の事故証明を取り会社に連絡をし、必要な処理の指示を仰ぐこと。

相手の住所・氏名・電話番号・車の車両登録番号・事故発生日時・場所・経緯・修理工場名と住所を書きとめ写真を撮り、東京本部担当役員に報告書としてまとめ、提出すること。

(所管及び改廃)

第10条 この規定の所管は管理部とし、改廃は取締役会に付議して決定する。

(附則)

平成24年7月1日 施行

平成30年10月1日 改訂